

千葉県社会福祉審議会条例（平成１２年千葉県条例第１０号）

（設置）

第１条 本市は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第７条第１項及び第１２条第１項の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、千葉県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条 審議会は、委員６０人以内で組織する。

２ 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第３条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）市議会議員

（２）社会福祉事業に従事する者

（３）学識経験者

２ 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（任期）

第４条 審議会の委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第５条 審議会に委員長を置く。

２ 委員長は、委員の互選により定める。

３ 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４ 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

２ 委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

３ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員は、議事につき自己又は自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する場合においては、その審議に加わることができない。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前3項の規定の適用については、委員とみなす。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第8条 法第11条及び第12条第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
 - (2) 身体障害者福祉専門分科会
 - (3) 高齢者福祉・介護保険専門分科会
 - (4) 地域福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉専門分科会
 - (6) 社会福祉法人・施設専門分科会
- 2 前項各号に規定する専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
 - 3 前3条の規定（民生委員審査専門分科会にあつては、第6条第6項の規定を除く。）は、専門分科会について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「専門分科会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第3項及び第5項並びに前条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。
 - 4 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 5 前各項に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。

(部会)

第9条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、

身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

- 2 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター並びに同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの運営に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉・介護保険専門分科会にあんしんケアセンター等運営部会を置く。
- 3 児童の処遇に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に処遇検討部会を置く。
- 4 法第31条第1項の規定による社会福祉法人の設立(児童福祉に関するものに限る。)の認可、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第34条の15第2項の規定により実施される家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に設置認可部会を置く。
- 5 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業(同条第2号、第5号、第6号及び第9号から第12号までに掲げるものに限る。)並びに児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで及び第23項並びに第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって認可を受けていないもの(認可を取り消されたものを含む。)における死亡事故その他の重大事故についての分析及び必要な再発防止策を検討するため、児童福祉専門分科会に特定教育・保育施設等重大事故検証部会を置く。
- 6 第2項から前項までに規定する部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 7 第5条から第7条までの規定は、第1項から第5項までに規定する部会(以下「部会」という。)について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「部会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会(第1項に規定する審査部会を除く。)

の議決をもって審議会の議決とすることができる。

- 9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 千葉市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(平成4年千葉市条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月21日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。
(千葉市社会福祉法人設立等審査委員会設置条例の廃止)
- 2 千葉市社会福祉法人設立等審査委員会設置条例(平成22年千葉市条例第34号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に千葉市社会福祉法人設立等審査委員会設置条例第3条第2項の規定により任命された千葉市社会福祉法人設立等審査委員会の委員である者は、この条例の施行の日この条例による改正後の第3条第1項の規定により委嘱され、又は任命された千葉市社会福祉審議会の委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる千葉市社会福祉審議会の委員の任期は、この条例による改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年6月7日までとする。
- 4 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)が施行されるまでの間においては、第9条第4項中「、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第34条の15第2項の規定により実施される家庭的保育事業等」とあるのは、「及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児

童福祉施設等」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までの間、千葉市社会福祉審議会条例第 9 条第 4 項中「家庭的保育事業等及び」とあるのは、「家庭的保育事業等及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）第 4 条の規定による改正後の同項の規定により実施される乳幼児等通園支援事業並びに」とする。